江戸川区立瑞江第三中学校 校 長 山 口 孝

## 台風接近に伴う臨時休業措置の基本的な考え方について

向暑の候、日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、台風 I 号の影響により、関東でも明日28日(火)頃から大雨となる恐れがあると予想され、 29日(水)朝の通学時間帯にも影響が残る可能性もあります。つきましては、生徒の安全確保を考 慮し、台風の接近による臨時休業措置の基本的な考え方を、下記に示させていただきます。

保護者の皆様には、今後の動向にご注意いただくとともに、下記の内容についてご留意いただき、 お子様へのご指導をお願い申し上げます。

記

- 〇気象庁の予報により、午前7時の時点で、江戸川区に
  - I. 「暴風特別警報」又は「大雨特別警報」どちらかが発令されている場合。
  - 2. 「暴風警報」と「大雨警報」の両方が発令されている場合。 臨時休業とします。
- 〇下校時刻の時点で、江戸川区に
  - 1. 「暴風雨特別警報」又は「大雨特別警報」が発表されている場合。
  - 2.「暴風警報」と「大雨警報」が同時に発表されている場合。

学校待機もしくは保護者引き渡しとします。

## 【その他】

- I 臨時休業にならなかった場合であっても、ご家庭で登校するのに危険であると判断する場合は、登校できる状態になるまで自宅で待機させてください。その場合は、遅刻・欠席にはなりません。
- 2 登校時には、河川の増水や強風による物の飛来、自動車や自転車に十分注意するように ご指導ください。また、状況に応じて着替え用のジャージや靴下等を持たせてください。 ジャージやカッパ、レインコートで登校し、学校で着替えても構いません。
- 3 第一次態勢(おおむね | 日前・自主避難)は、通常登校です。